

低圧変流器付計量器の取付が必要となる基準の変更について

関西電力送配電株式会社
(2017年2月 お知らせ済み再掲)

平素は弊社事業にご協力頂き、誠にありがとうございます。

この度、計量器の新規取付時における、低圧変流器付計量器の適用基準を下記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

現行基準	新基準
<ul style="list-style-type: none">・ 契約容量が24 kVAを超過する電灯需要・ 契約容量が45 kWを超過する動力需要・ 幹線の太さが100 sq以上となる需要	<ul style="list-style-type: none">・ 契約容量が24 kVAを超過する電灯需要・ 契約容量が37 kWを超過する動力需要・ 幹線の太さが100 sq以上となる需要 <p>※主開閉器契約を希望される場合、主開閉器の容量および動作特性を勘案の上、別途適用可否を判断させていただきます。</p>

(変更理由)

スマートメーターの導入に伴い、計器の容量選定基準の見直しを行ったため。